

## 宮崎中小企業大賞ロゴマーク使用規程

令和 7 年 1 1 月 4 日  
商工観光労働部商工政策課

### (目的)

第1条 この規程は、宮崎中小企業大賞ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークのデザイン等)

第2条 ロゴマークは別紙のとおりとする。

- 2 ロゴマークは、みだりに改変して使用してはならない。ただし、宮崎県が特に必要と認める場合については、この限りではない。
- 3 モノクロでの使用が必要な場合は、別紙のモノクロ版を使用するものとする。
- 4 その他ロゴマークに関する一切の権限は、宮崎県に属する。

### (ロゴマークの使用)

第3条 ロゴマークは、宮崎中小企業大賞を受賞したことを証するもののほか当該事業の普及啓発のために使用するものとする。

- 2 ロゴマークは、本規程に定める使用の基準等に基づき使用するものとする。
- 3 ロゴマークの使用に伴う説明責任は、ロゴマークを使用する者が負うものとする。
- 4 ロゴマークは、ロゴマークを使用する者が取り扱う商品等について推奨や品質保証を行うものではない。
- 5 ロゴマークは宮崎の「頑張る中小企業」表彰を受賞したことを証するものとみなす。

### (ロゴマーク使用者)

第4条 ロゴマークは、次の各号に掲げる者（以下、「使用者」という。）が使用することができる。

- (1) 宮崎中小企業大賞受賞企業及び宮崎の「頑張る中小企業」表彰受賞企業
- (2) その他宮崎県が適当と認めた者
- 2 使用者は、ロゴマークの使用権限を第三者に譲渡し、又は貸与することはできない。

### (使用の基準等)

第5条 ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合
- (4) 使用により、誤認等を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (5) その他宮崎県が不適当と認めた場合

### (使用の停止等)

第6条 宮崎県は、前4条に照らし必要があると認める場合には、使用者に対して、ロゴマークの使用の停止等を指示することができる。

### (経費等の負担)

第7条 宮崎県は、県が使用する場合を除き、ロゴマークの使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第8条 宮崎県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 ロゴマークの使用等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者が誠意を持って、自己の責任の下に必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、宮崎県が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年11月4日から施行する。

宮崎中小企業大賞ロゴマーク

＜フルカラー版＞



＜モノクロ版＞

